

議案第 3 2 号

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に伴う協議について

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の協議に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、墨田区長から協議があったため。



31 墨企行第170号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享



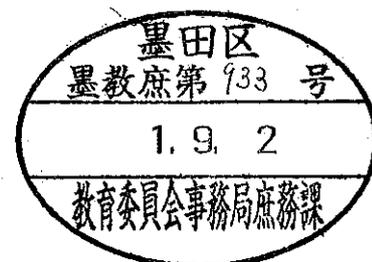
区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（7 墨総総
第1073号）の一部改正について（協議）

標記の件について、下記のとおり改正し、令和元年9月5日から適用したいので地
方自治法第180条の2の規定に基づき、協議します。

記

- 1 改正概要
委任事務に係る事案の決定に関し、区立学校長（区立幼稚園長を除く。）に委任
する事案について、「ピアノ等の移動」を「楽器類の移動及び調律」に改正する。
- 2 改正通達（案）新旧対照表
別添のとおり
- 3 適用日
令和元年9月5日

【担当】 企画経営室行政経営担当
會田・柳田（内線：3712）



区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（7 墨総総第 1 0 7 3 号）
 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>区長の権限に属する事務の一部 委任及び補助執行について</p> <p>平成 8 年 1 月 31 日 墨総総第 1073 号</p> <p>/ 教育委員会教育長 / 教育委員会事務局 / 区立学校長 / 区立学校 / あて</p> <p>このことについて、教育委員会と協議がと とのつたので、平成 8 年 2 月 1 日から下記 のとおり執行してください。なお、事務処理 に当たっては、墨田区会計事務規則、墨田区 物品管理規則その他関係諸規程を遵守し、適 切に行うようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>第 1 委任事務</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次に掲げる事務は、区立学校長（区立 幼稚園長を除く。）に委任する。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）次の修繕等のうち、1 件の予定価格 が 20 万円以下のものに関する契約の 締結に関する事務</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ <u>楽器類の移動及び調律</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>区長の権限に属する事務の一部 委任及び補助執行について</p> <p>昭和 8 年 1 月 31 日 墨総総第 1073 号</p> <p>/ 教育委員会教育長 / 教育委員会事務局 / 区立学校長 / 区立学校 / あて</p> <p>このことについて、教育委員会と協議がと とのつたので、平成 8 年 2 月 1 日から下記 のとおり執行してください。なお、事務処理 に当たっては、墨田区会計事務規則、墨田区 物品管理規則その他関係諸規程を遵守し、適 切に行うようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>第 1 委任事務</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次に掲げる事務は、区立学校長（区立 幼稚園長を除く。）に委任する。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）次の修繕等のうち、1 件の予定価格 が 20 万円以下のものに関する契約の 締結に関する事務</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ <u>ピアノ等の移動</u></p> <p>〔以下略〕</p>

議案第33号

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則を廃止する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令並びに墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部改正に伴い、関係規則を廃止する必要がある。

条例施行規則の廃止の概要

1 廃止する規則

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則
(昭和43年11月1日教育委員会規則第4号)

2 廃止の理由

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。そのため、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例を一部改正し、保育料を無償とするほか、入園料を廃止した。この改正に伴い、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則を廃止する。

3 施行予定日

令和元年10月1日

4 経過措置

令和元年9月以前に入園した者に係る入園料及び同年9月以前の月分の保育料に係るこの規則による廃止前の墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有するよう付則にて規定する。

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則を廃止する規則

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（昭和43年11月1日教育委員会規則第4号）は、廃止する。

付 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第10号）による改正前の墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和55年墨田区条例第37号）第2条の規定による入園料及び保育料のうち、令和元年9月以前に入園した者に係る入園料及び同年9月以前の月分の保育料に係るこの規則による廃止前の墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後もなお効力を有する。

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則

昭和43年11月1日

教育委員会規則第4号

改正 昭和47年9月1日教育委員会規則第5号

昭和47年12月23日教員委員会規則第7号

昭和48年7月12日教育委員会規則第5号

昭和50年3月27日教育委員会規則第5号

(題名改称)

昭和56年2月1日教育委員会規則第1号

昭和57年1月11日教育委員会規則第2号

昭和60年2月9日教育委員会規則第2号

昭和61年1月23日教育委員会規則第1号

平成5年1月22日教育委員会規則第1号

平成8年4月1日教育委員会規則第8号

平成8年9月18日教育委員会規則第14号

平成22年1月18日教育委員会規則第2号

平成26年3月20日教育委員会規則第2号

平成27年3月25日教育委員会規則第11号

平成28年3月30日教育委員会規則第5号

平成30年12月7日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例(昭和55年墨田区条例第37号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭56教規1・全部改正)

(入園料及び保育料)

第2条 入園料は、入園手続の際に納めなければならない。

2 保育料は、出欠の有無にかかわらず毎月末日までに納めなければならない。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日を納期限とする。

（昭47教規7・昭50教規5・昭56教規1・昭57教規2・昭60教規2・昭61教規1・平5教規1・平22教規2・平26教規2・平27教規11・一部改正）

（所得割の額の算定等）

第3条 条例別表備考1に規定する教育委員会規則で定める法令の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条とする。

2 保護者が次の各号に掲げる者に該当する場合の条例別表の規定の適用については、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。

（1） 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号イに該当する者

（2） 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号に該当する者

3 条例別表の規定の適用について、1月1日（4月から8月までの月分の利用者負担額の算定にあつては前年1月1日）現在、指定都市（地方自治法（昭和22年法

律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)に住所を有する者の所得割の額を算定する場合には、当該者を墨田区の区域内に住所を有する者とみなし、所得割の額を算定するものとする。

(平27教規11・追加、平28教規5・平30教規5・一部改正)

(多子世帯等に係る保育料の額)

第4条 条例別表備考4に規定する教育委員会規則で定める支給認定子ども及び当該支給認定子どもに係る保育料の額は、次のとおりとする。

(1) 第2階層で、次のいずれかに該当する世帯に属する支給認定子ども 0円

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる者が属する世帯

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金等の支給を受けている者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると墨田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める世帯

(2) 第3階層で、前号のアからウのいずれかに該当する世帯に属する支給認定子ども 条例別表に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第2階層及び第3階層に該当する世帯において支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保

護者であって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以降の最初の4月1日から小学就学の始期に達するまでの支給認定子どもに係る保護者に限る。以下同じ。)と生計を一にする子が2人以上いる場合で、この支給認定保護者の子のうち、最年長者でない支給認定子ども 0円

(4) 第4階層から第6階層までに該当する世帯において支給認定保護者に係る次に掲げる児童等(以下「小学校在籍児童等」という。)が3人以上いる場合で、これらの小学校在籍児童等のうち、最年長者及び最年長者の次の年長者以外の支給認定子ども 0円

ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める小学校をいう。)の第1学年から第3学年までに在籍する児童

イ 特別支援学校(学校教育法に定める特別支援学校をいう。)の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する児童若しくは幼稚部に在籍する幼児

ウ 支給認定子ども

エ 児童福祉法(昭和24年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援に係る給付を受けている児童又は同法第42条の2に規定する情緒障害児短期治療施設に通所している児童(いずれも小学校の第3学年に相当する年齢以下の児童に限る。)

(5) 第4階層に該当する世帯において支給認定保護者に係る小学校在籍児童等が2人以上いる場合で、これらの小学校在籍児童等のうち最年長者の次に年長者である支給認定子ども 0円

(6) 第5階層に該当する世帯において支給認定保護者に係る小学校在籍児童等が2人以上いる場合で、これらの小学校在籍児童等のうち最年長者の次に年長者である支給認定子ども 条例別表に規定する額の4分の1に相当する額

(7) 第6階層に該当する世帯において支給認定保護者に係る小学校在籍児童等が2人以上いる場合で、これらの小学校在籍児童等のうち最年長者の次に年長者である支給認定子ども 条例別表に規定する額の2分の1に相当する額

(8) 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持している者が、震災、風水害、火災その他のこれに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたことの事由に該当する世帯に属する支給認定子ども 0円

(9) 次のいずれかに掲げる事由に該当する世帯に属する支給認定子ども 条例別表の階層区分より1階層低位の階層区分に規定する額

ア 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持している者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

イ 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持している者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

ウ 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持している者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項第3号から第7号までの規定において、最年長者が複数あるときはそのうち1人を最年長者とし、その他の児童等のうち1人を最年長者の次の年長者とする。最年長者の次の年長者が複数あるときも、同様とする。

3 第1項第9号に該当する場合における保育料の適用については、3月を限度とする。

(平27教規11・追加、平28教規5・一部改正)

(保育料の適用)

第5条 条例別表に規定する保育料額(前条の規定により適用される保育料額を含む。)は、月の初日における世帯の状況により適用するものとする。ただし、月の

初日以外の日から世帯の階層区分が第1階層に該当することとなったときは、当該月分の保育料から適用する。

(平28教規5・全部改正)

(入園料及び保育料の返還)

第6条 条例第4条ただし書の規定により入園料及び保育料の一部又は全部を返還する場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急事態の発生により長期間休業することとなったとき。
- (2) 前号以外の理由により教育委員会が返還することが適当であると認めるとき。

2 前項の規定により返還を受けようとする者は、入園料・保育料返還申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(昭50教規5・昭56教規1・平26教規2・一部改正、平27教規11・旧第4条繰下・一部改正、平28教規5・一部改正)

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(昭50教規5・一部改正、平27教規11・旧第5条繰下・一部改正)

付 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年9月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月23日教育委員会規則第7号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年7月12日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則(昭和50年3月27日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年2月1日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年1月11日教育委員会規則第2号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年2月9日教育委員会規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年1月23日教育委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成5年1月22日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成8年4月1日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年9月18日教育委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年1月18日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月20日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月25日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月7日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

第1号様式

墨田区幼稚園入園料・保育料返還申請書	
幼稚園名	墨田区立 幼稚園
園児	氏名
	生年月日
保護者	住所
	氏名
すでに納めた額	
返還額	
返還内容	
備考	

上記のとおり入園料・保育料の返還を申請します。

年 月 日

墨田区教育委員会 様

住所 _____

申請者 _____

氏名 _____ 印 _____

第 1 号様式

(平 2 2 教規 2 ・ 全部改正、平 2 8 教規 5 ・ 旧第 2 号様式繰上)

議案第34号

令和2年度墨田区立小・中学校募集人数について

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

墨田区学校選択制度実施要綱第4条の規定に基づき、決定する必要がある。

令和2年度 墨田区立小・中学校
募集人数一覧

小学校名	通学区域内の住民基本台帳児童数9月1日現在	募集人数 (受入可能数)	
		児童数	学級数
緑	91	他学区からの 選択停止	
外手	79	85	3
二葉	121	他学区からの 選択停止	
錦糸	104	104	3
中和	43	50	2
言問	49	50	2
小梅	63	85	3
柳島	84	85	3
業平	79	85	3
両国	76	85	3
横川	70	85	3
菊川	76	85	3
第三吾孺	63	85	3
第四吾孺	36	50	2
第一寺島	59	85	3
第二寺島	78	85	3
第三寺島	67	67	2
曳舟	95	他学区からの 選択停止	
中川	64	64	2
東吾孺	38	50	2
押上	69	85	3
八広	118	118	4
隅田	56	他学区からの 選択停止	
立花吾孺の森	59	85	3
梅若	68	85	3

中学校名	通学区域内の住民基本台帳生徒数9月1日現在	募集人数 (受入可能数)	
		生徒数	学級数
墨田	156	180	5
本所	167	180	5
両国	218	220	6
豎川	162	180	5
錦糸	215	220	6
吾孺第二	107	140	4
寺島	110	140	4
文花	182	220	6
桜堤	211	220	6
吾孺立花	162	180	5

募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。

通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入を行う。

ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入を行わない。

通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。

令和元年度 墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検結果

1 実施期間

令和元年6月4日から令和7年7月5日まで

館名	休館期間	
立花図書館	6月4日(火曜日)から	7日(金曜日)まで
東駒形コミュニティ会館	6月4日(火曜日)から	7日(金曜日)まで
緑図書館	6月11日(火曜日)から	14日(金曜日)まで
梅若橋コミュニティ会館	6月18日(火曜日)から	21日(金曜日)まで
横川コミュニティ会館	6月18日(火曜日)から	21日(金曜日)まで
ひきふね図書館	6月24日(月曜日)から	28日(金曜日)まで
八広図書館	7月2日(火曜日)から	5日(金曜日)まで
すみだ女性センター	7月2日(火曜日)から	5日(金曜日)まで

2 点検内容総括

項目	館名称	ひきふね 図書館	緑 図書館	立花 図書館	八広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横川 コミュニティ会館	女性センター	計
蔵書在架確認資料数		306,523	96,641	56,081	60,924	70,241	68,235	86,944	9,081	754,670
不明資料数		329	129	51	41	57	44	68	1	720
不明資料割合		0.11%	0.13%	0.09%	0.07%	0.08%	0.06%	0.08%	0.01%	0.10%

※「蔵書在架確認資料数」＝蔵書点検期間中に在庫を確認した資料数（ひきふね図書館自動出納書庫等の閉架書庫内を含む）を表す（貸出中等の資料は除く）。
 ※「不明資料数」＝全館蔵書点検終了後の抽出数

3 不明資料数の推移（その1）

実施年度	館名称	ひきふね 図書館	緑 図書館	立花 図書館	八広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横川 コミュニティ会館	女性センター	計
平成26年度		1,312	708	152	226	345	702	288	9	3,742
平成27年度		425	298	49	138	36	64	77	4	1,091
平成29年度		456	342	70	110	73	71	84	4	1,210
平成30年度		399	193	67	66	63	58	77	2	925
令和元年度		329	129	51	41	57	44	68	1	720

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

4 不明資料数の推移（その2）

実施年度	不明回数	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1回		477	503	347	564	264	167
2回		3,101	388	397	268	418	199
3回		1,570	2,851	347	378	243	354
合計		5,148	3,742	1,091	1,210	925	720

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (5) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (12) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

3 議案概要

別紙1のとおり

4 区長からの依頼文

別紙2のとおり

)

令和元年度墨田区議会定例会 9月議会 教育委員会関係議案概要

1 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

イ 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の給与に係る所要の改正を行う。

ウ 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元.12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の規定整備をする。

エ その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

ア及びイについては令和2年4月1日、ウについては本年12月14日、エについては公布の日

2 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（元.6.26 公布、同日施行(31.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり介護補償額の改定を行うほか、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限】	105,290円	165,150円	52,650円	82,580円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障】	57,190円	70,790円	28,600円	35,400円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(1) 制定理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙 1 のとおり

5 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定める。

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

6 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が支給される会計年度任用職員の減給の効果を定める。

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正 (29.5.17 公布、2.4.1 一部施行) により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員を含む非常勤職員 (再任用短時間勤務職員を除く。) の勤務時間、休日、休暇等について、規則で定めることとする。

イ 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員に係る規定について、次のとおり改める。

（ア） 常時勤務を要する臨時的任用職員の年次有給休暇について規則で定めるとともに、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする。

（イ） 臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく常時勤務を要しない臨時的任用職員に限り、任命権者が定めることとする。

（2）施行期日

令和2年4月1日

9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を見直すとともに、部分休業の承認に係る規定を加えるほか、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額方法について定める。

（2）施行期日

令和2年4月1日

10 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える。

（2）施行期日

令和2年4月1日

11 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く。

（2）施行期日

令和2年4月1日

12 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える。

イ 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元 12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の規定整備をする。

ウ その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

アについては令和2年4月1日、イについては本年12月14日、ウについては公布の日

13 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとすることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

14 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正(29.5.17公布、2.4.1一部施行)により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例概要

1 目的

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 給与の種類

(1) フルタイム会計年度任用職員（フルタイム講師を除く。）

給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当

(2) パートタイム会計年度任用職員

報酬（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当に相当する報酬を含む。）
及び期末手当

3 給料等の額

フルタイム会計年度任用職員に支給する給料及びパートタイム会計年度任用職員に支給する報酬（諸手当に相当する報酬を除いたもの）（以下「給料等」という。）の決定には、原則、「職員の給与に関する条例」に規定する常勤職員の給料表を用いる。給料等の額は、各給料表の1級職の額を超えない範囲内で任命権者が定める。

4 手当等の額

次の手当等は、原則、常勤職員の例により算定した額を支給する。

- (1) フルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当
- (2) パートタイム会計年度任用職員に支給する地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬

5 期末手当

(1) 支給対象

基準日に在職し、又は基準日前の1か月以内に退職等した会計年度任用職員（規則で定める職員（ ）を除く。）

ア 任期が6か月未満の者

イ 任期が6か月以上の者のうち、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、1週間当たりの勤務日数が2日以下のもの

ウ 常勤職員における支給要件に該当しない者

(2) 支給月数・算定方法等

原則、常勤職員と同様とする。

6 費用弁償

パートタイム会計年度任用職員の通勤及び旅行に係る費用については、費用弁償として支給する。

7 施行期日

令和2年4月1日



31 墨総法条第17号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により引用条文に移動があること、地方公務員法の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の改正及び規定整備を行う必要がある。

3 施行期日

(1) 元号の改正に伴う規定整備 公布の日

(2) 会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備等 令和2年4月1日

(3) 成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備 令和元年12月14

日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第35号

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第2項」を「第1条第2項第1号」に改める。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第6条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第3項第2号中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和元年12月14日

(3) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和2年4月1日
(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第2号に掲げる規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により引用条文に移動があること、地方公務員法の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の改正及び規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項第1号</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>第28条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除</p>

<p>く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～7〔略〕 (昇給についての適用除外)</p> <p><u>第32条の3 第6条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p>	<p>く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～7〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
--	--

第2条による改正(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第9号))

改 正 案	現 行
<p>付 則</p> <p>1 〔略〕 (扶養手当に関する特例措置)</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額</p>	<p>付 則</p> <p>1 〔略〕 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p>

者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。 (1) 〔略〕 (2) 平成31年度から令和5年度まで 1 万3,000円 4～6 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円 4～6 〔略〕
--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和元年12月14日
- (3) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の前日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第2号に掲げる規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



31 墨総法条第18号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

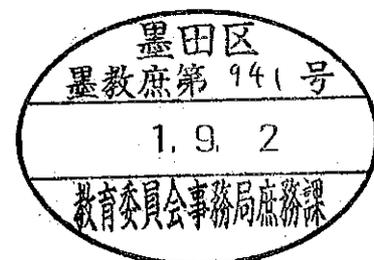
会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第36号

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第2項」を「第1条第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項第1号並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

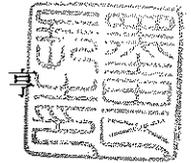


31 墨総法条第19号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

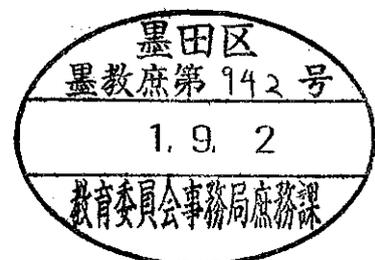
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第37号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「10万5,290円」を「16万5,150円」に改め、同項第2号中「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「5万2,650円」を「8万2,580円」に改め、同項第4号中「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第11条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（<u>同号</u>において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（<u>同号</u>に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万5,150円</u>を超えるときは、<u>16</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔同左〕</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（<u>次号</u>において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（<u>次号</u>に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万5,290円</u>を超えるときは、<u>10</u></p>

万5,150円)

- (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が7万790円以下であるときに限る。)

7万790円

- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)。その月における介護に要する費用として支出された額(その額が8万2,580円を超えるときは、8万2,580円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が3万5,400円以下であるときに限る。)。 3万5,400円

万5,290円)

- (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万7,190円以下であるときに限る。)

- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)。その月における介護に要する費用として支出された額(その額が5万2,650円を超えるときは、5万2,650円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,600円以下であるときに限る。)。 2万8,600円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定は、平成31年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

31 墨総法条第20号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

委員長 加藤 裕之様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 2 提案理由
会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要がある。
- 3 施行期日
令和2年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第 22 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条 - 第 17 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第 18 条 - 第 30 条）

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 31 条・第 32 条）

第 5 章 雑則（第 33 条 - 第 35 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（給与）

第 2 条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 2 条第 2 項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域

- 手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当
- (2) フルタイム会計年度任用職員であって、教特法第2条第2項に規定する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当
- (3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（給料表）

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項及び第18条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。

2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第5条第1項各号に掲げる給料表及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表のとおりとする。

3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は月額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額480,000円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 前2項の規定により給料の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て墨田区規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、毎月1回、墨田区規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職したフルタイム会計年度任用職員が即日他の職のフルタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第12条の2の規定により地域手当を支給される職員の例により、地域手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第13条又は幼稚園教育職員給与条例第14条の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員(フルタイム講師を除く。)には、給与条例第14条及び職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年墨田区条例第51号。以下「特勤条例」という。)の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間(以下次条から第12条までにおいて「所定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、休日(特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日及び当該日に特に勤務することを命ぜられた場合における当該日に代わる日(以下「代休日」という。)をいう。以下同じ。)である場合、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

第10条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間（以下「割り振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。次項において「割り振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割り振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

（フルタイム会計年度任用職員の休日給）

第11条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当）

第12条 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に

対して、勤務1時間につき、次条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与)

第14条 フルタイム講師が教特法第14条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの100分の100の額を支給することができる。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。)第2条第3号若しくは第4号(第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を

除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

(フルタイム講師の義務教育等教員特別手当)

第17条 フルタイム講師には、幼稚園教育職員給与条例第31条の規定により義務教育等教員特別手当を支給される職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬(以下これらを総称して「諸手当相当報酬」という。))を含まないものをいう。以下この条から第20条までにおいて同じ。)の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超え

ない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては434,000円、日額で定める職にあつては22,500円、時間額で定める職にあつては10,000円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 前2項の規定により報酬の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の決定に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1日当たりの報酬額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条により決定した報酬の額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第20条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、給与期間につき、毎月1回、墨

田区規則で定める日に、その全額を支給する。

- 2 新たに月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された報酬を支給する。ただし、離職したパートタイム会計年度任用職員が即日他の職のパートタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。
- 3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 4 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 6 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬(諸手当相当報酬を含まないものをいう。)の100分の20の範囲内の額とする。
- 3 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を報酬で考慮することが適当でないと思えられるものに従事するパートタイム会計年度任用職員(教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者を除く。)には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務

手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、特勤条例の規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額等）

第23条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（以下この条から第26条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があったときは、当該勤務時間1時間につき、第27条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額を報酬として支給する。

4 前3項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬）

第24条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る本文に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定に定めるもののほか、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（38時間45分から当該割振り変更前の所定の勤務時間を減じて得た時間及び次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を合計して得た時間（当該合計して得た時間が当該割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間を超える場合にあっては、当該時間）を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第27条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度

任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬）

第25条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給に相当する報酬は支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬）

第26条 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第27条 第23条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条及び第19条の規定により決定された報酬の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、38.7

5をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条及び第19条の規定により決定された報酬の日額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条及び第19条の規定により決定された報酬の時間額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 パートタイム会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬(第22条及び第24条から第26条までに規定する報酬を除く。)の100分の100の額を支給することができる。

2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは休職規則第2条第3号若しくは第4号(第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第31条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

第5章 雑則

（給与からの控除）

第33条 次の各号に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給

与から控除することができる。

- (1) 会計年度任用職員の居住の用に供する東京都又は墨田区の施設の使用料及びその使用に必要な経費
- (2) 墨田区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子
- (3) 互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金
- (4) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子

（別に定めのある職員の給与）

第34条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、墨田区規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（給与の種類及び基準の準用）

- 2 法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。

別表

職種又は職		給料表	額の種別		
			月額	日額	時間額
職種	事務系	行政職給料表 (一)	給料表の1級の額	月数を21で除して 得た額	月額を162.75 で除して得た額
	福祉系	行政職給料表 (一)	給料表の1級の額		
	一般技術系	行政職給料表 (一)	給料表の1級の額		
	医療技術系	医療職給料表 (一)	給料表の1級の額		
		医療職給料表 (二)	給料表の1級の額		
		医療職給料表 (三)	給料表の1級の額		
	技能系	行政職給料表 (二)	給料表の1級の額		
業務系	行政職給料表 (二)	給料表の1級の額			
職	講師	幼稚園教育職員 給料表	給料表の1級の額		

備考

- この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成13年3月29日特別区人事委員会決定）13（1）に規定する職種をいう。
- この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第10項に規定する講師をいう。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要がある。



31 墨総法条第21号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定める必要がある。

3 施行期日等

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 23 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3 年に満たない場合」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第 6 条第 1 項中「及び第 3 項」を「（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定める必要がある。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（休職の期間）</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</u></p> <p><u>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u></p> <p><u>4 第2条第1項の規定による場合における休職の期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p> <p>（復職）</p> <p>第6条 第4条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項に規定する休職期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>2 〔同左〕</u></p> <p><u>3 〔同左〕</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 第4条第1項及び第3項に規定する休職期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第22号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨

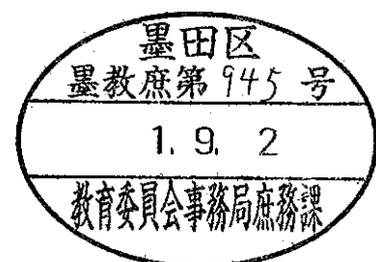


教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が支給される会計年度任用職員の減給の効果を定める必要がある。
- 3 施行期日等
令和2年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第 2 4 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第 2 1 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬、第 2 2 条第 1 項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第 2 4 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第 2 5 条に規定する休日給に相当する報酬及び第 2 6 条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。））」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が支給される会計年度任用職員の減給の効果を定める必要がある。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。）</u>）の5分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>〔同左〕 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第23号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

地方公務員法の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日等

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 25 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨
田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣） 第2条〔略〕 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)〔略〕 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第2条〔略〕 2 〔同左〕 (1)・(2)〔略〕 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第24号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、会計年度任用職員を含む非常勤職員等の勤務時間、休日、休暇等について、規則等で定めることとするとともに、臨時的任用職員については、特別休暇のうち、リフレッシュ休暇を対象外とする必要がある。

3 施行期日等

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 26 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「並びに副園長」を「、副園長」に改める。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 5 法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

第 15 条第 1 項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子

保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的」に改め、「職員」の次に「（常時勤務を要するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、会計年度任用職員を含む非常勤職員等の勤務時間、休日、休暇等について、規則等で定めることとするとともに、臨時的任用職員については、特別休暇のうち、リフレッシュ休暇を対象外とする必要がある。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長、<u>副園長、教諭及び養護教諭に限る。</u>）をいう。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 <u>法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）</u> <u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長<u>並びに副園長、教諭及び養護教諭に限る。</u>）をいう。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>〔新設〕</p>

<p><u>休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 〔略〕 (<u>育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>2 〔略〕 (<u>臨時職員に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</u></p> <p>〔新設〕</p>
---	--

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第25号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享

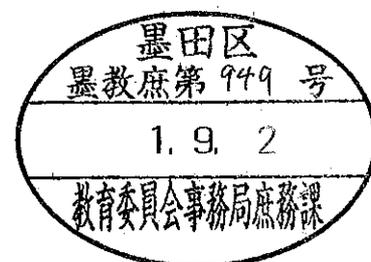


教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を見直すとともに、部分休業の承認に係る規定を加えるほか、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額方法について定める必要がある。
- 3 施行期日等
令和2年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第 27 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員

第 15 条第 1 項中「勤務時間」の次に「（前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 16 条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第 18 条第 1 項」の次に「並びに会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第23条第1項から第3項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第21条」を「、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条」に改め、「給与額」の次に「（同条にあっては、報酬額）」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を見直すとともに、部分休業の承認に係る規定を加えるほか、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額方法について定める必要がある。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業の承認） 第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>（部分休業における給与の減額） 第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤</p>	<p>〔同左〕 第14条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕 第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕 第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤</p>

務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第15条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第18条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。

務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第15条第1項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条及び幼稚園教育職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第26号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える必要がある。

3 施行期日等

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 29 号

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える必要がある。

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

改 正 案	現 行
<p>（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第27号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

委員長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から、会計年度任用職員を除く必要がある。
- 3 施行期日
令和2年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第30号

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く必要がある。

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

改 正 案	現 行
<p>(通則) 第1条 墨田区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>〔同左〕 第1条 墨田区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第29号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

委員長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるほか、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり。



議案第32号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「区に常時勤務する」を「常時勤務に服することを要する」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、常時勤務を要する職を占める職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当の支給を受ける職員とみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第11条第5項中「）の職員」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計

年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第16条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

付則第14項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第14項の改正規定 公布の日
- (2) 第16条第1項第2号の改正規定 令和元年12月14日
- (3) 第2条及び第11条の改正規定並びに次項の規定 令和2年4月1日

（経過措置）

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の第11条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるほか、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、<u>常時勤務に服することを要する職員</u>で、次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）第2条第1項に定める給料を支給される職員</p> <p><u>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、常時勤務を要する職を占める職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当を受ける職員とみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、<u>区に常時勤務する職員</u>で、次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>職員の給与に関する条例第22条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定めるもの</u></p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者</p>

として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。）（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となった者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり引き続いて職員となったものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第6条又は第7条の規定による退職手当の基本額を計算する場合においては、これを1年

として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となった者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり引き続いて職員となったものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

〔新設〕

6 〔同左〕

とする。

8 前項の規定は、第7条第2項の規定による退職手当の基本額又は第13条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 〔略〕

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 〔略〕

付 則

1～3 〔略〕

14 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、

7 〔同左〕

8 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第5項までの規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

〔同左〕

第16条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 〔略〕

付 則

1～3 〔略〕

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、

同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附る厚生労働省令で定める理由により就職が則第5条第1項に規定する地域内に居住し、困難な者であって、同法第24条の2第1かつ、区長が同法第24条の2第1項に規項第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を促進す則で定める者に該当し、かつ、区長が同項るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促規定する職業指導を行うことが適当である進するために必要な職業安定法第4条第4と認められたもの（アに掲げる者を除く。）項に規定する職業指導を行うことが適当である
と認められたもの とする。

同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附る厚生労働省令で定める理由により就職が則第5条第1項に規定する地域内に居住し、困難な者であって、同法第24条の2第1かつ、区長が同法第24条の2第1項に規項第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を促進す則で定める者に該当し、かつ、区長が同項るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促規定する職業指導を行うことが適当である進するために必要な職業安定法第4条第4と認められたもの（アに掲げる者を除く。）項に規定する職業指導を行うことが適当である
と認められたもの とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第14項の改正規定 公布の日
- (2) 第16条第1項第2号の改正規定 令和元年12月14日
- (3) 第2条及び第11条の改正規定並びに次項の規定 令和2年4月1日

（経過措置）

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の第11条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

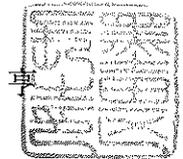


31 墨総法条第32号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとすることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 28 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年墨田区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「第 11 条及び第 12 条」の次に「、勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則又は同条第 1 項の規定に基づき任命権者が定める規程」を加え、「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 13 条」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第 13 条、勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則又は同条第 1 項の規定に基づき任命権者が定める規程」に改め、同条第 3 号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 14 条第 3 項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第 14 条第 3 項、勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則又は同条第 1 項の規定に基づき任命権者が定める規程」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとするに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>（平成12年墨田区条例第19号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第11条及び第12条、<u>勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定による休日並びに勤務時間条例第12条、幼稚園教育職員勤務時間条例第13条、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第13条第3項、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定により年次有給休暇を与えられている場合</u></p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条又は<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>（平成12年墨田区条例第19号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第13条の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第13条第3項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</u></p> <p>(4) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第33号
令和元年9月2日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
地方公務員法の一部改正により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする必要がある。
- 3 施行期日
令和2年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第34号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（特別休暇）</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。